

## 介護予防・日常生活支援総合事業における状態像の目安について

### 1 趣旨

平成 28 年 6 月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業について、利用者の心身の状態にあったサービスを適切にご利用いただくため、「要支援者」、「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者」の区別なく、予防専門型サービスの利用対象となる方の心身の状態を示したもの。

### 2 状態像の目安

各サービスについて、状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

区分	【状態像の目安】	【基準】
予防専門型訪問サービス	<p>①身体介護が必要な方</p> <p>②日常生活に支障を来たすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方</p> <p>③精神疾患等の疾病があり、ヘルパーの交代が病状等の悪化につながる恐れがある方</p> <p>④退院直後や骨折の治療中など、一時的に予防専門型訪問サービスが必要な方</p>	<p>①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上</p> <p>②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上</p> <p>③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。</p> <p>④利用期間は、最大3ヶ月を上限に治療するまでの期間とする。</p>
予防専門型通所サービス	<p>①疾病により歩行に支障があり、送迎が無いとサービスが利用できない方。</p> <p>②日常生活に支障を来たすような認知症の症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられる方</p> <p>③精神疾患等の疾病があり、環境の変化が病状等の悪化につながる恐れがある方</p> <p>④通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方</p>	<p>①主治医意見書の「障害高齢者の自立度」のランクが「A1」以上</p> <p>②主治医意見書の「認知症高齢者の自立度」のランクが「Ⅱa」以上</p> <p>③主治医意見書により、疾病の記載が確認できること。</p> <p>④認定調査票が下記項目の結果のいずれか該当していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「洗身」が「一部介助」以上に該当</li> <li>・「排尿・排便」が「見守り等」以上に該当</li> <li>・「上着の着脱・ズボン等の着脱」が「見守り等」以上に該当</li> </ul>

### 3 利用の考え方について

「要支援者」、「基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者」の区別無く、「2 状態像の目安」(以下、「状態像の目安」という。)のいずれかに該当する場合について「予防専門型サービス」が原則として利用できるものとする。

なお、基本チェックリストによる事業対象者の場合も「状態像の目安」により判断するものとし、判断にあたっては、認定調査票や主治医意見書が無い場合、アセスメント結果や基本チェックリストの回答状況を踏まえることとする。

### 4 ケアマネジメントの流れ

